

指導監査課／事務所

指導監査課及び事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。また、東海北陸地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は愛知県を管轄し、「事務所」は富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県の各県内に設置され、それぞれの県域を管轄しています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 概要

健康保険法に基づく保険医療機関等並びに指定訪問看護事業者の指定を行っています。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

ア 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関、薬局を保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関等の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

(2) 対象

- ア 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局
- イ 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

令和 6 年度の保険医療機関等の指定状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所
富山県	指定	23	11	51	17
	更新	116	64	59	
石川県	指定	38	20	35	15
	更新	127	92	59	
岐阜県	指定	51	20	80	45
	更新	219	156	166	
静岡県	指定	96	55	90	53
	更新	407	231	298	
愛知県	指定	223	111	301	191
	更新	667	548	422	
三重県	指定	48	21	61	38
	更新	210	149	133	
管内計	指定	479	238	618	359
	更新	1,746	1,240	1,137	

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

(1) 概要

- ア 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。
- イ 施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

(2) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位：機関)

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県	医科	0	40	48
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	0	40	48
静岡県	医科	0	43	46
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	0	43	46
石川県	医科	0	53	60
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	0	53	60
愛知県	医科	0	82	56
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	0	82	56
岐阜県	医科	0	50	38
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	0	50	38
三重県	医科	0	38	38
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	0	38	38
管内計	医科	0	306	286
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	0	306	286

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、令和3年度は自己点検としました。)

3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

保険医療機関等及び保険医等に「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導及び新規個別指導

個別指導及び新規個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

保険医療機関等の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療報酬等の請求が適正であるかなどを確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

ア 集団指導

(単位：機関)

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県	医科	68	114	162
	歯科	36	93	106
	薬局	88	94	74
	指定訪問 看護事業所	6	7	14
	計	198	308	356
県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県	医科	408	483	508
	歯科	278	413	438
	薬局	269	325	331
	指定訪問 看護事業所	33	32	44
	計	988	1,253	1,321
県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
石川県	医科	88	183	187
	歯科	51	99	95
	薬局	105	90	109
	指定訪問 看護事業所	12	12	9
	計	256	384	400
県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県	医科	659	970	1,082
	歯科	482	487	1,115
	薬局	502	563	572
	指定訪問 看護事業所	106	126	139
	計	1,749	2,146	2,908
県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
岐阜県	医科	133	24	559
	歯科	85	18	444
	薬局	132	44	328
	指定訪問 看護事業所	27	26	29
	計	377	112	1,360
県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
三重県	医科	105	225	261
	歯科	42	146	176
	薬局	84	123	118
	指定訪問 看護事業所	24	23	28
	計	255	517	583
県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内計	医科	1,461	1,999	2,759
	歯科	974	1,256	2,374
	薬局	1,180	1,239	1,532
	指定訪問 看護事業所	208	226	263
	計	3,823	4,720	6,928

(令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、資料配付による実施としました。)

イ 集団的個別指導

(単位：機関)

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県	医科	34	37	22
	歯科	34	35	32
	薬局	36	37	39
	計	104	109	93

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県	医科	164	146	78
	歯科	135	138	95
	薬局	138	135	127
	計	437	419	300

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
石川県	医科	45	41	27
	歯科	39	38	35
	薬局	38	41	42
	計	122	120	104

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県	医科	340	269	157
	歯科	296	288	142
	薬局	242	248	268
	計	878	805	567

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
岐阜県	医科	92	71	46
	歯科	56	74	28
	薬局	73	74	76
	計	221	219	150

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
三重県	医科	91	64	51
	歯科	65	64	28
	薬局	60	60	64
	計	216	188	143

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内計	医科	766	628	381
	歯科	625	637	360
	薬局	587	595	616
	計	1,978	1,860	1,357

ウ 個別指導

(単位：機関)

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県	医科	6	7	5
	歯科	10	4	7
	薬局	4	4	4
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	20	15	16

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県	医科	17	13	8
	歯科	6	0	2
	薬局	13	11	8
	指定訪問 看護事業所	1	1	0
	計	37	25	18

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
石川県	医科	1	7	6
	歯科	1	4	1
	薬局	6	6	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	1
	計	8	17	8

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県	医科	25	35	36
	歯科	25	20	33
	薬局	26	31	34
	指定訪問 看護事業所	0	0	1
	計	76	86	104

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
岐阜県	医科	19	20	18
	歯科	5	7	5
	薬局	16	19	13
	指定訪問 看護事業所	1	1	2
	計	41	47	38

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
三重県	医科	2	4	0
	歯科	4	6	6
	薬局	7	5	4
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	13	15	10

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内計	医科	70	86	73
	歯科	51	41	54
	薬局	72	76	63
	指定訪問 看護事業所	2	2	4
	計	195	205	194

工 新規個別指導

(単位：機関)

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県	医科	12	13	12
	歯科	7	4	6
	薬局	27	37	26
	計	46	54	44

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県	医科	53	43	61
	歯科	40	29	32
	薬局	66	66	64
	計	159	138	157

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
石川県	医科	12	20	21
	歯科	8	6	6
	薬局	31	22	24
	計	51	48	51

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県	医科	136	144	164
	歯科	85	85	87
	薬局	169	182	157
	計	390	411	408

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
岐阜県	医科	27	42	24
	歯科	19	14	21
	薬局	43	31	48
	計	89	87	93

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
三重県	医科	27	27	10
	歯科	16	13	9
	薬局	34	27	24
	計	77	67	43

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内計	医科	267	289	292
	歯科	175	151	161
	薬局	370	365	343
	計	812	805	796

才 監査

(単位：機関)

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
石川県	医科	1	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県	医科	0	0	0
	歯科	1	1	2
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	1	2

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
岐阜県	医科	0	0	1
	歯科	1	0	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	0	2

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
三重県	医科	1	1	1
	歯科	1	1	0
	薬局	1	1	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	3	3	1

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内計	医科	2	1	2
	歯科	3	2	3
	薬局	1	1	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	6	4	5

4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出・申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの登録及び承諾状況

(令和7年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	491	491
石川県	425	424
岐阜県	807	806
静岡県	1,125	1,121
愛知県	2,391	2,369
三重県	431	429
管内計	5,670	5,640

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任取扱い、療養費の請求事務等に関する適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県	集団指導	3	12	3
	個別指導	0	0	0
	計	3	12	3
	監査	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県	集団指導	65	57	39
	個別指導	1	1	2
	計	66	58	41
	監査	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
石川県	集団指導	10	10	7
	個別指導	0	0	0
	計	10	10	7
	監査	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県	集団指導	101	39	126
	個別指導	2	2	1
	計	103	41	127
	監査	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
岐阜県	集団指導	28	27	23
	個別指導	1	1	1
	計	29	28	24
	監査	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
三重県	集団指導	23	20	16
	個別指導	0	0	0
	計	23	20	16
	監査	0	0	0

県名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内計	集団指導	230	165	214
	個別指導	4	4	4
	計	234	169	218
	監査	0	0	0

(令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。)

6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について

(1) 概要

平成31年1月から、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る受領委任の取扱いが開始されることになりました。

この受領委任の取扱い等に関するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師からの申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの承諾状況

(令和7年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	はり師、きゅう師及び あん摩・マッサージ・指圧師 (単位：人)
富山県	173	175
石川県	178	180
岐阜県	495	501
静岡県	889	902
愛知県	2,485	2,552
三重県	333	347
管内計	4,553	4,657

7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」等に定められている受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾したはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

（２）実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

（単位：人）

県名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
富山県	集団指導	11	0	9
	個別指導	0	0	0
	計	11	0	9
	監査	0	0	0
県名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
静岡県	集団指導	49	18	24
	個別指導	0	0	0
	計	49	18	24
	監査	0	0	0
県名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
石川県	集団指導	14	4	8
	個別指導	0	0	0
	計	14	4	8
	監査	0	0	0
県名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
愛知県	集団指導	379	114	130
	個別指導	0	0	2
	計	379	114	132
	監査	0	0	0
県名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
岐阜県	集団指導	49	15	11
	個別指導	0	0	0
	計	49	15	11
	監査	0	0	0
県名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
三重県	集団指導	42	15	10
	個別指導	0	0	0
	計	42	15	10
	監査	0	0	0
県名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
管内計	集団指導	544	166	192
	個別指導	0	0	2
	計	544	166	194
	監査	0	0	0

（令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。）

８．地方社会保険医療協議会部会の運営について

（１）概要

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関等の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内県域ごとに設置しており、指導監査課及び事務所ではその庶務を行っています。

（２）実績

県域ごとに毎月１回部会を開催しています。